

今後のスケジュール

これまで長きにわたり、勉強会及び協議会でまちづくりの話し合いを重ねてきました。

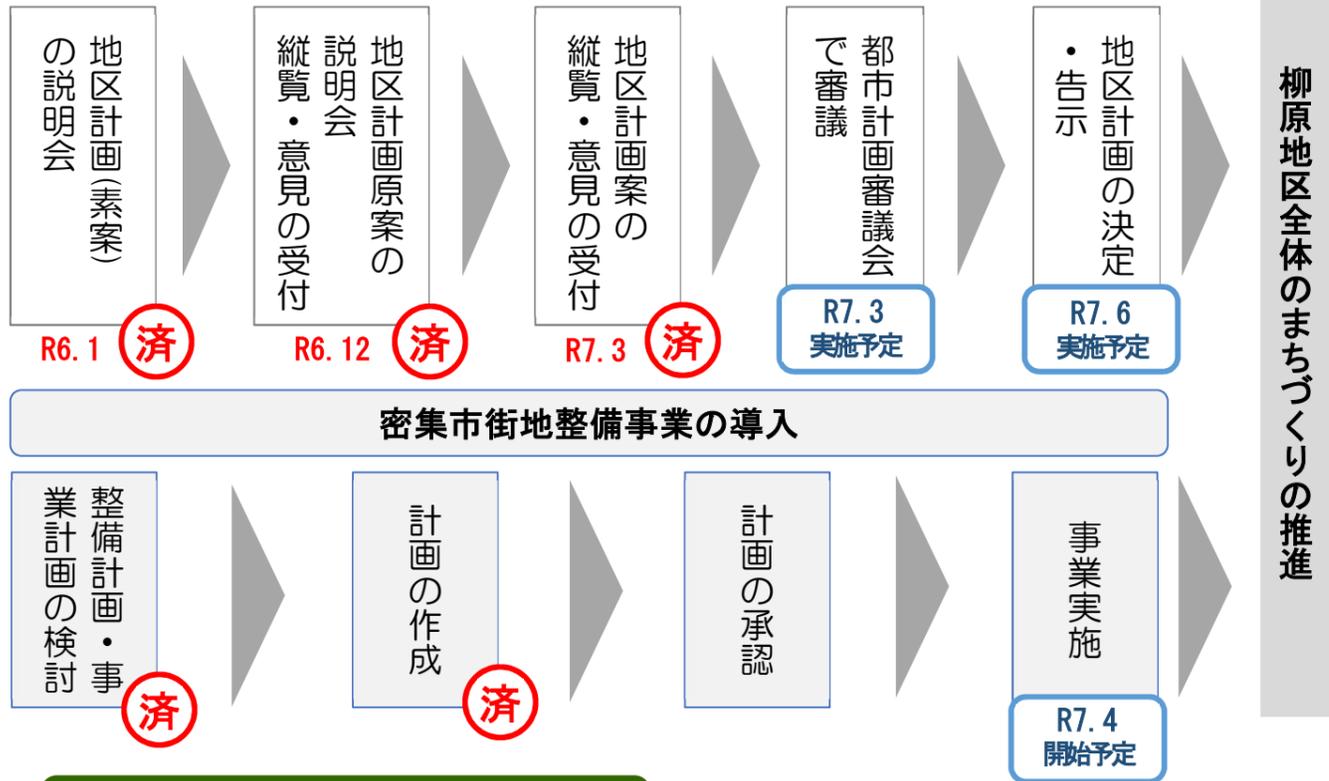
令和7年度からは、地区計画・密集事業・まちづくり活動の三位一体で、柳原地区の防災力を強化していきます。

現在、複数の方から事業協力に関するご相談を受けています！



2023 (令和5) 年度 → 2024 (令和6) 年度 → 2025 (令和7) 年度

地区計画の決定



密集市街地整備事業(密集事業)とは

令和7年度から、密集事業（防災生活道路1～5号や公園等の整備）を推進していきます。土地の買収や物件移転補償費のお支払いなどを行います。防災生活道路又は公園用地として土地の提供をご検討いただける方は下記のお問い合わせ先までご相談ください。



『柳原まちづくりニュース』に関するお問い合わせ先

足立区 都市建設部 建築室 建築防災課

住所 〒120-8510 足立区中央本町 1-17-1
 電話 03-3880-5187(直通) FAX 03-3880-5615
 メール kenchiku-bousai@city.adachi.tokyo.jp
 H P https://www.city.adachi.tokyo.jp/misshu/yanagihara.html



柳原のまちづくりの進捗や協議会の活動状況をお伝えする広報紙です

まちづくりニュース

令和7年3月

第3号



このニュースは、柳原地区（柳原一丁目、柳原二丁目の全域）にお住まいの方、柳原地区内に土地や建物を所有している方にお送りしています。

【発行】柳原地区まちづくり協議会

今回のまちづくりニュース概要は以下のとおりです。足立区のホームページに詳細な資料があります。あわせてご覧ください。

1ページ	協議会開催報告
2・3ページ	12月に開催した説明会の報告
4ページ	今後のスケジュール



資料はこちらから



第3回・第4回・第5回「協議会」のご報告

第3回 協議会の概要

【日 時】令和6年10月25日（金）18時30分～
 【参加者】協議会会員12名
 【主な内容】協議会員へ9月に実施した、ホテル・旅館の建築制限についてのアンケート結果など



協議会の様子

第4回 協議会の概要

【日 時】令和7年1月30日（木）18時30分～
 【参加者】協議会会員10名
 【主な内容】① 12月に開催した説明会の報告
 ② 「柳原らしさ」について意見交換



グループ発表の様子

第5回 協議会の概要

【日 時】令和7年2月20日（木）18時30分～
 【参加者】協議会会員10名
 【主な内容】① 「柳原らしさ」・部会について意見交換
 ② 千住大川端のまちづくりの意見交換



意見交換の様子

防災街区整備地区計画(原案)及び都市計画変更説明会のご報告

説明会 開催概要

令和6年12月に説明会を開催しました。年末のお忙しい中、ご参加いただきありがとうございました。主な質疑応答は3ページをご覧ください。

当日の配布資料や説明動画は足立区のホームページからご覧いただけます。



12月7日の説明会の様子

【日時】

令和6年12月3日(火) 18時30分～ 参加者27名

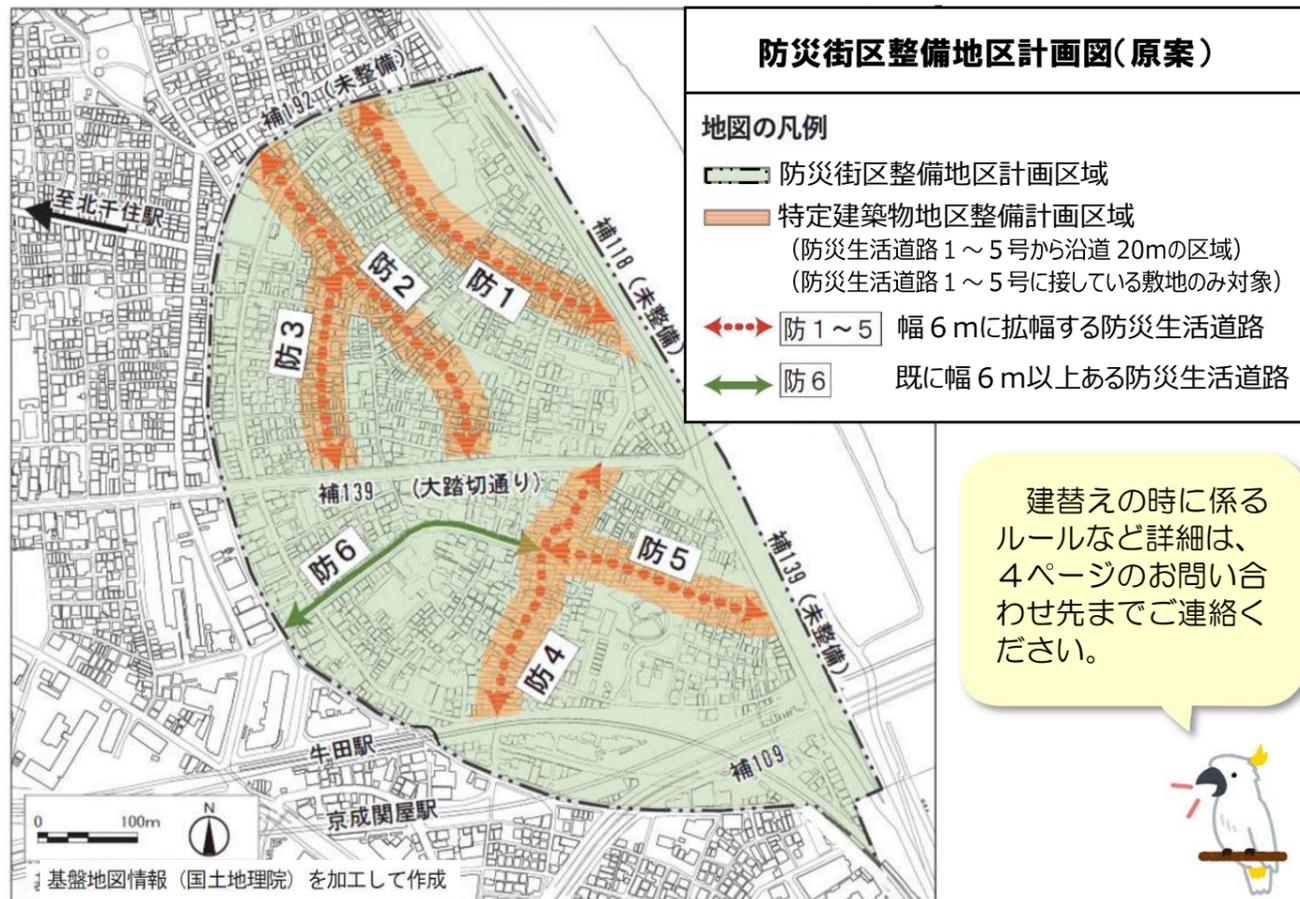
令和6年12月7日(土) 10時00分～ 参加者30名

【概要】

- ① 地区計画(原案)
 - ・防災生活道路の配置
 - ・建替えの時に係るルールなど
- ② 都市計画変更
 - ・用途地域及び都市計画公園の変更



資料はこちらから



建替えの時に係るルールなど詳細は、4ページのお問い合わせ先までご連絡ください。



防災街区整備地区計画(原案)についての質疑応答

Q1



道路拡幅による対象住戸かどうかの確認はどうすればいいか。

建築防災課(足立区役所中央館4階)の窓口に詳細図面があります。



Q2



道路拡幅は防災上も大切なことだが、拡幅により車両通行が増えるなど、交通安全面が心配である。

警察と連携し安全対策をとります。

建替えに伴い、徐々に道路が拡幅されることから、交通量が急増することはないと考えています。適宜警察と連携し、安全対策をとっていきます。



Q3



敷地の前面道路の拡幅で敷地面積が減ると、敷地面積を66㎡以上とするルールを守れないが、建替えられるのか。

道路拡幅に伴って敷地面積が66㎡未満になる場合の建替えは可能です。



Q4



他自治体で民泊による騒音やゴミの問題が出ている。柳原地区で民泊の制限はできないのか。

この地区計画で制限はできませんが、個別に指導します。

地区計画の制限対象は「ホテル・旅館」ですが、民泊は「住宅」に該当するため、制限はできません。不適切な事例に対しては個別に指導します。



Q5



密集事業で整備する公園用地は場所が既に決まっているのか。

公園整備の具体的な場所はまだ決まっています。

公園用地として土地の提供にご協力いただける場合に、土地の買収・公園等の整備を行っていきます。

